

地縁団体（町内会・自治会等）の認可申請手続きについて

令和3年11月

名古屋市

【目次】

1	認可地縁団体制度の趣旨	P 1
2	認可地縁団体になることのメリットと義務	P 1
3	申請にあたっての要件	P 1
4	町内会・自治会等内部での手続き	P 2
5	認可申請	P 2
6	申請された後の審査	P 4
7	認可された後の不動産登記の手続き	P 4
8	告示の内容に変更があったときの手続き	P 4
9	規約内容に変更があったときの手続き	P 4
10	認可後の区（市）との関係等	P 4
	○申請書様式	P 6
	○地縁による団体代表者承諾確認申出書	P 7
	○地縁による団体規約（例）	P 8
	○地縁による団体規約例と作成上の留意事項	P 14

1 認可地縁団体制度の趣旨

町内会・自治会等の地縁による団体は、法律上は「任意団体」「権利能力なき社団」と位置づけられており、不動産等の資産を団体名義で登記することができず、会長や役員などの個人または共有の名義で登記されてきたことにより、資産管理の面で様々な問題が生じる恐れがありました。このため、平成3年の地方自治法改正により、地縁による団体が一定の要件を満たす場合に、市長の認可を受けて法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることができる本制度が創設されました。

さらに、令和3年の地方自治法の改正により、より幅広い活動を円滑に行うことができるよう、不動産等の保有（保有予定）の有無に関わらず法人格を取得することが可能となりました。

2 認可地縁団体になることのメリットと義務

認可地縁団体として法人格を取得すると、法人名義での資産登記手続きができるほか、様々な契約や取引などの法律行為が法人名義で行えることとなります。

その一方で、地方自治法の規定に従い、適切な運営が実施されるよう、年1回の総会の義務化や書類の適正な備えつけ、各種変更の際の事務手続きなどが継続的に必要になるほか、政治活動の禁止や、納税の義務が明確化されます。必ず、町内会・自治会の皆さんで、認可地縁団体になることのメリットだけでなく、義務も確認したうえで、法人格取得の是非を事前によく検討してください。

(1) メリット

- ・地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有できます。
- ・継続した活動基盤を確立できます。
- ・法人が契約主体となることにより事業活動が充実します。
- ・法律上の責任の所在が明確化されます。
- ・個人財産と法人財産との混同が防止できます。
- ・対外的な信用が獲得できます。

(2) 義務

- ・年1回、通常総会を開催しなければなりません。
- ・毎年1月から3月までの間に資産目録を作成し、主たる事務所に備え置く必要があります。
- ・構成員名簿を主たる事務所に備え置き、変更があるごとに必要な変更を加える必要があります。
- ・規約の内容は、地方自治法で定められた事項に基づくこと、また、あらかじめ定められている事項以外は、総会の議決が必要となります。
- ・代表者の変更や主たる事務所の変更、規約の変更などが発生した場合は、その都度区役所へ届出・認可申請を行い、告示を受ける必要があります。
- ・特定の政党のために利用するような政治活動は禁止されます。
- ・破産手続開始の申立てや債権者への公告を怠ると過料に処される場合があります。

3 申請にあたっての要件

次の4つの要件を満たしている場合は、認可の対象となります。

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められ、相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。
- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。
- (4) 規約を定めていること。

申請できる団体は、前述のように区域の全住民が加入することができる町内会・自治会等に限られます。特定の目的で活動を行うもの（例えば消防団、共同墓地管理組合、スポーツ団体）や、特定の属性を有する団体（例えば年齢制限のある老人会）などは、認可の対象となりません。

また、認可後に要件を満たさなくなった場合は、認可取り消しとなります。

4 町内会・自治会等内部での手続き

4つの要件を満たしていれば申請することができますが、まず、申請するかどうかについて、役員会や総会で検討して下さい。

申請にあたっては、次のような事前の準備・手続きが必要であり、申請時に添付していただく書類となります。

(1) 事前準備

- ・団体内で法人化の申請の是非について話し合う。
- ・別紙 1、2 を参照し、規約案などを作成いただき、不明な点がございましたら地域力推進室にご相談ください。

(2) 総会の開催

- ・既存の規約に基づき招集された総会において、以下の議決を得ます。
 - ①規約の制定（もしくは改正）
 - ②認可申請することの議決
 - ③代表者の選出
 - ④構成員の確定
 - ⑤保有資産の確定

5 認可申請

認可申請に必要な書類は次のとおりです。

- (1) 認可申請書（様式1）
- (2) 規約

申請するには、法の定めた下記の内容が盛り込まれた規約が定められていなければなりません。

ア 目的

- ・良好な地域社会の維持形成のための地域的な共同活動を目的に定めます。

- ・できる限り具体的に事業内容を明記します。

イ 名 称

- ・団体の正式名称を記載します。

ウ 区 域

- ・地番等で客観的に明らかになるよう特定します。

エ 主たる事務所の所在地

- ・集会所の所在地又は代表者の住所等、事務所の所在地を記載します。

オ 構成員の資格に関する事項

- ・法では、「区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができる」と定められており、世帯主が会員となっている場合は、個人に改正します(法人加入の場合は、賛助会員の扱いが適当)。
- ・区域の全員が加入できること及び正当な理由がない限り加入を拒んではならないことを必ず定めます。

カ 代表者に関する事項

- ・代表者の選出手続き及び職務に関することを明記します。

キ 会議に関する事項

- ・総会、臨時総会、役員会等の開催手続き、議決事項を明記します。
- ※特に、認可地縁団体の総会に出席しない構成員について、①書面による表決、②代理人による表決、③電磁的方法による表決のいずれも可能にするためには、その旨を規約に定める必要があります。

ク 資産に関する事項

- ・資産の構成及びその管理について明記します。

(3) 総会議事録の写し

認可申請は、町内会・自治会等団体としての総意で行うものでなければなりません。したがって、総会による議決を行っていただく必要があります。

認可申請することについて総会で議決したことを証する書類として、議事録の写しを提出してください。なお、議事録には、議長及び議事録署名人の署名・押印が必要です。

(4) 構成員名簿

構成員全員の住所・氏名を記載した名簿を提出してください。

※世帯単位ではなく、個人単位の名簿です。

(5) 前年度の事業報告書、決算書

申請要件に示された「その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていること」を記載した書類として、事業報告書と決算書を提出してください。

(6) 申請者が代表者であることを証する書類

市で定めた様式の「代表者承諾確認申出書(様式2)」を提出してください。

(7) その他

- ・裁判所による代表者の職務執行の停止、職務代行者の選任がある場合、その登記簿の写しを提出してください。

・代理人がある場合は、委任状を提出してください。

6 申請された後の審査

提出された申請書類について、前記2の「4つの要件」を満たしているかどうかについて審査します。

要件を満たしていれば認可し告示をします。この告示は、法人登記に代わるもので、これによって町内会・自治会等が法人格を持つこととなります。

7 認可された後の不動産登記の手続き

認可を受けた町内会・自治会等は、個人名義となっている不動産を、町内会・自治会等の名義に変えるための、「法務局で登記手続きができる団体」ということになります。

移転登記には、認可を受けたことの証明書（一般的な法人登記の場合の登記簿謄本・抄本に代わるもの）が必要となります。

証明書の請求は「証明書交付申請書（所定の様式あり）」に基づき、区役所地域力推進室へ申請して下さい。1通につき、手数料300円を徴収します。

不動産登記の詳しい手続きについては、法務局へお問い合わせ下さい。

8 告示の内容に変更があったときの手続き

「名称」、「規約に定める目的」、「区域」、「事務所」、「代表者の氏名及び住所」、「裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）」、「代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）」、「規約に解散の事由を定めたときは、その事由」に変更があったときは、「告示事項変更届出書（所定の様式あり）」により、告示された事項に変更があったことを証する書類を添付して、届出てください。

9 規約内容に変更があったときの手続き

規約に定めている内容に変更があったときは、「規約変更認可申請書（所定の様式あり）」により申請して下さい。なお、規約の他に、「弔慰金規程」、「旅費規程」等の規約施行上の細則を定めている団体で、それらの細則に変更があった場合については、申請の必要はありません。

申請にあたっては、次の書類を添付して下さい。

- (1) 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- (2) 規約変更を総会で議決したことを証する書類

規約の変更、告示事項である「名称」、「目的」、「区域」、「事務所」、「規約に解散の事由を定めたときはその事由」の場合には、合わせて「告示事項変更届出書（所定の様式あり）」を提出する必要があります。

10 認可後の区（市）との関係等

地方自治法第260条の2の趣旨は、区長が認可を行うことにより町内会・自治会

等が権利義務の主体となることであり、この際の区（市）の関与は町内会・自治会等が権利義務の主体となるための必要な要件を充足しているかどうかを確認するにとどまるものです。

したがって、認可後であっても、従来からの町内会・自治会等と同様住民が自主的に組織して活動するものであり、区（市）の行政権限を分担したり、区（市）の下部組織とみなされるようなことはありません。

また、認可された町内会・自治会等においては、法に基づき「正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない」、また「民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない」こと、さらに「特定の政党のために利用してはならない」ことが定められており、適正な運営を図ることが求められます。

年 月 日

名古屋市 区長あて

認可を受けようとする地縁による

団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規程により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

地 縁 に よ る 団 体 代 表 者 承 諾 確 認 申 出 書

地縁による団体の名称

地縁による団体の主たる事務所所在地

代表者住所

代表者氏名

上記の内容について、相違ないことを認めます。

住所

氏名

地縁による団体規約（例）

〇〇自治会（町内会）規約（会則）

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 〇〇〇〇
- (5) 〇〇〇〇

（名称）

第2条 本会は、〇〇〇と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、名古屋市〇〇区〇〇町全域及び××町〇〇番号から××番までの区域とする。

（事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号に置く。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域内に住所を有する個人とする。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 本人から〇〇に定める退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) 会計 〇人
- (4) 書記 〇人
- (5) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 4 書記は、会務を記録する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の実務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により幹事から開催の請求があったとき。

(総会の召集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第 22 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はほかの会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録等)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 役員会

(役員会の構成)

第 24 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第 25 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第 26 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 27 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第 28 条 役員会には、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資金から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、名古屋市〇〇区長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第 37 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 38 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 8 章 雑則

第 8 章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第 39 条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第 40 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 33 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第 35 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

地縁による団体規約例と作成上の留意事項

この規約例は一般的な例を示したものです。

規約の内容は、地方自治法に従った内容とする必要があります。その上で、各団体の実情に合った定めとなるよう適宜調整を行い、団体内で合意・意思決定をする必要があります。

※「法」は「地方自治法」を指すものとする。

規約例	留意点
〇〇自治会（町内会）規約（会則）	・規約の名称についての地方自治法上の制限はない。
<p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。</p> <p>（1）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡</p> <p>（2）美化・清掃等区域内の環境の整備</p> <p>（3）集会施設の維持管理</p> <p>（4）〇〇〇〇</p> <p>（5）〇〇〇〇</p>	<p>・「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である必要がある。</p> <p>・スポーツや芸術活動だけでなく広く地域的な共同活動を行うものである必要がある。</p> <p>・団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めることが求められる。</p>
<p>（名称）</p> <p>第2条 本会は、〇〇〇と称する。</p>	・団体の名称についての地方自治法上の制限はない。
<p>（区域）</p> <p>第3条 本会の区域は、名古屋市〇〇区〇〇町全域及び××町〇〇番号から××番までの区域とする。</p>	・住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要がある。町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが最も望ましい。
<p>（事務所）</p> <p>第4条 本会の主たる事務所は、〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号に置く。</p>	・主たる事務所とは、地縁による団体として一を限り設けられた主たる事務所であり、この所在地が当該団体の住所となる。事務所は集会所または代表者の自宅が一般的。規約の定め方として、「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」という定め方も可能。
<p>第2章 会員</p> <p>（会員）</p> <p>第5条 本会の会員は、第3条に定める区域内</p>	・区域に住所を有することのほかに、年齢、性

<p>に住所を有する個人とする。</p>	<p>別等の条件を会員の資格として定めることは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人や団体は構成員とはなれないが、「本会の活動を賛助する法人及び団体は賛助会員となることができる。」と定めて、表決権等は有しないものの活動の賛助等の形で団体に参加できることとするは可能。
<p>(会費)</p> <p>第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会費は会員にとっても団体にとっても重要事項なので、規約に金額を定めるか、総会において決するものと規約で定める必要がある。ただし、規約で金額を定めた場合、その変更の都度、規約変更の手続きが必要となるので、第36条に規定する総会の議決が必要となる。
<p>(入会)</p> <p>第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。</p> <p>2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入会申込書の様式は、役員会（第25条）や、会の細則（第40条）で定めればよい。 ・法第260条の2第7項により、不合理な入会制限は認められない。
<p>(退会等)</p> <p>第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。</p> <p>(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合</p> <p>(2) 本人から〇〇に定める退会届が会長に提出された場合</p> <p>2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。</p>	
<p>第3章 役員</p> <p>(役員の種類別)</p> <p>第9条 本会に、次の役員をおく。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 〇人</p> <p>(3) 会計 〇人</p> <p>(4) 書記 〇人</p> <p>(5) 監事 〇人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず会長を1人置く事が必要（法第260条の5）。 ・監事は1人又は複数人置くことが適当（法第260条の11及び法第260条の12）。
<p>(役員を選任)</p> <p>第10条 役員は、総会において、会員の中から</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監事が会長、副会長及びその他の役員と兼

<p>ら選任する。</p> <p>2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。</p>	<p>職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要がある。</p>
<p>(役員職務)</p> <p>第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。</p> <p>3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。</p> <p>4 書記は、会務を記録する。</p> <p>5 監事は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。</p> <p>(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること。</p>	<p>・「会計」「書記」等の設置を具体的に定める場合は、「会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する」、「書記は、会務を記録する」等職務を明らかにしておくことが適当。</p>
<p>(役員任期)</p> <p>第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>	<p>・法律上特に任期の定めはないが、数か月といった短期間では業務執行の一貫性確保の上で問題があり、他方、あまりにも長期にわたるものも種々の弊害が生ずる。</p> <p>・役員解任の手続きを定める場合は、選任の手続きと同等の定めをすることが適当。</p>
<p>第4章 総会</p> <p>(総会種別)</p> <p>第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。</p> <p>(総会構成)</p> <p>第14条 総会は、会員をもって構成する。</p>	<p>・総会は、団体の運営事項のうち規約により役員に委任したものを除き、全ての事項について議決できる(法第260条の16)。なお、規約の改正など法律により総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他へ委任できない。</p>

<p>(総会の権能)</p> <p>第 15 条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。</p> <p>(1) 事業計画の決定</p> <p>(2) 事業報告の承認</p> <p>(3) その他本会の運営に関する重要な事項</p>	<p>・総会で議決すべき重要事項の例示は、次のとおり。</p> <p>ア 事業計画の決定</p> <p>イ 事業報告の承認</p> <p>ウ 予算の決定</p> <p>エ 決算の承認</p> <p>オ 不動産等の団体の活動上重要な固定資産の処分等</p>
<p>(総会の開催)</p> <p>第 16 条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めたとき。</p> <p>(2) 総会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。</p> <p>(3) 第 11 条第 3 項第 4 号の規定により幹事から開催の請求があったとき。</p>	<p>・総会は、法 260 条の 13 の規定により、少なくとも毎年 1 回は開催しなければならない。</p> <p>・法 260 条の 4 の規定により、年度終了後 3 か月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後 3 か月以内に開催する必要がある。</p> <p>・通常総会が年度終了後の 1 回のみで、事業計画及び予算の決定を通常総会で行う場合には、年度当初から総会開催日までの間は予算が成立しておらず支出行為ができないこととなるが、第 33 条第 2 項のように規定しておくことで支出行為は可能となる。</p>
<p>(総会の召集)</p> <p>第 17 条 総会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。</p>	<p>・総会を招集するには、地方自治法第 260 条の 15 の規定により、少なくとも 5 日前までに会員に会議の目的である事項を示して通知しなければならない。</p>
<p>(総会の議長)</p> <p>第 18 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。</p> <p>(総会の定足数)</p> <p>第 19 条 総会は、総会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。</p>	<p>・総会の議長は、出席した会員の中から選出する必要がある。会長は、会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれに当たる。」と定めることも可能。</p> <p>・総会の定足数については、法において特に定められていないが、左のように規定することが</p>

<p>(総会の議決)</p> <p>第 20 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(会員の表決権)</p> <p>第 21 条 会員は、総会において、各々1 箇の表決権を有する。</p> <p>(総会の書面表決等)</p> <p>第 22 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はほかの会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。</p>	<p>適切と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「この規約に定めるもののほか」として、特定の重要事項について「出席会員の 3 分の 2 (4 分の 3) 以上の賛成を要する」旨の規定を置くことも可能。 ・未成年の表決権の行使にあたっては、民法の規定による。 ・法第 260 条の 18 の規定による。 ・電磁的方法による表決を活用する場合、「電磁的方法による表決をすることができる」旨を規約に記載するか、総会で決議する必要がある。
<p>(総会の議事録等)</p> <p>第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）</p> <p>(3) 開催目的、審議事項及び議決事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及びその結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となる。
<p>第 5 章 役員会</p> <p>(役員会の構成)</p> <p>第 24 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。</p> <p>(役員会の権能)</p> <p>第 25 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の最高意思決定機関は総会だが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適切と考えられる。 ・監事は、会務の執行を監査する職務上、総会

<p>(1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p> <p>(役員会の招集等) 第 26 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。 2 会長は、役員のお分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。</p> <p>(役員会の議長) 第 27 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>(役員会の定足数等) 第 28 条 役員会には、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。</p>	<p>で決する以外の具体的な会務の執行方針を決定する役員会に参画しないこととするのが適当。</p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 資産及び会計</p> <p>(資産の構成) 第 29 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 別に定める財産目録の資産 (2) 会費 (3) 活動に伴う収入 (4) 資金から生ずる果実 (5) その他の収入</p>	<p>・「財産目録」は法第 260 条の 4 に基づき設立時及び毎年（年度）3 か月以内に作成することとなっている。</p>

<p>(資産の管理)</p> <p>第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。</p> <p>(資産の処分)</p> <p>第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。</p> <p>(経費の支弁)</p> <p>第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資産の管理、運用等は、役員会の定める方法により会長が行うこととすることが適当と考えられるが、団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の議決を要することとする必要がある。 ・日常の出納事務は、会計を設けた場合は、会計が行う。
<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画及び予算の議決を年度開始前に行う場合は、年度終了後3か月以内に事業報告、財産目録の調整及び決算の承認のためさらに通常総会の開催が必要となりますが、第16条第1項のように通常総会を年度終了後3か月以内に1回しか開催しないと定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないので、第2項のように定めておくことが適当。
<p>(会計年度)</p> <p>第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度の定め方は特に制限はない。一般的には、4月1日から翌年3月31日までとか、1月1日からその年の12月31日までとする例が多いと思われる。
<p>第7章 規約の変更及び解散</p> <p>(規約の変更)</p> <p>第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、名古屋市〇〇</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規約の変更は、法第260条の3第1項の規定により総会の専権事項となっている。

<p>区長の認可を受けなければ変更することはできない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議決数の「4分の3」の定数は変更可能だが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることは慎重であるべき。
<p>(解散) 第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第260条の20により、解散事由は破産、認可の取消し、総会員の4分の3以上の同意による総会の決議、構成員の欠亡。 <p>なお、他に特別な解散事由を定めることもできる。</p>
<p>(残余財産の処分) 第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第260条の31第1項に基づき、解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することが可能だが、営利法人等を帰属権利者とするとは、地縁による団体の目的に鑑み適当ではない。したがって、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当であると考えられる。 ・残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、一般的には解散の決議と同様に総会員の「4分の3」以上の議決を経ることが望ましいと考えられる。
<p>第8章 雑則</p> <p>(備付け帳簿及び書類) 第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。</p> <p>(委任) 第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。</p> <p>附 則 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規約施行上の細則を定めることについては、会長、又は役員会等に委任する旨の総会の議決が必要。細則としては、「弔慰金規程」、「旅費規程」などが挙げられる。 ・認可年月日から施行とする場合が多い。 ・年度途中途に設立認可を予定する場合は、附

<p>第 33 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。</p> <p>3 本会の設立初年度の会計年度は、第 35 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。</p>	<p>則第 2 項、第 3 項を定めることが適当。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------